

議案第36号

みよし市印鑑条例の一部を改正する条例
上記の議案を提出する。

令和5年6月12日提出

みよし市長 小 山 祐

説 明

この案を提出するのは、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律の一部改正に伴い必要があるからである。

みよし市印鑑条例の一部を改正する条例

みよし市印鑑条例（昭和 5 5 年三好町条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 1 4 条第 4 項中「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 2 5 年法律第 2 7 号）第 2 条第 7 項に規定する個人番号カードに記録した」を削り、「利用者証明用電子証明書」を「個人番号カード用利用者証明用電子証明書又は同法第 3 5 条の 2 第 1 項に規定する移動端末設備用利用者証明用電子証明書」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

みよし市印鑑条例の一部改正新旧対照表

改正案	現行
<p>(印鑑登録証明書交付の申請)</p> <p>第14条 1～3 略</p> <p>4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、印鑑登録者は、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）第22条第1項に規定する<u>個人番号カード用利用者証明用電子証明書又は同法第35条の2第1項に規定する移動端末設備用利用者証明用電子証明書</u>を利用して、多機能端末機（市の電子計算機と電気通信回線により接続された端末機で、自動的に証明書等を交付するものをいう。）により印鑑登録証明書の交付を申請し、及び交付を受けることができる。</p>	<p>(印鑑登録証明書交付の申請)</p> <p>第14条 1～3 略</p> <p>4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、印鑑登録者は、<u>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カードに記録した電子署名等</u>に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）第22条第1項に規定する<u>利用者証明用電子証明書</u>を利用して、多機能端末機（市の電子計算機と電気通信回線により接続された端末機で、自動的に証明書等を交付するものをいう。）により印鑑登録証明書の交付を申請し、及び交付を受けることができる。</p>